

遅延理由書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
環境大臣 殿

住所

氏名

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項に基づき、ペットフードの  
[製造・輸入]の事業を開始する前に届け出なければならないところ、  
届出を失念しておりました。

今後は愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律を遵守し関係する法令、法規に  
十分注意してペット用フードの製造（輸入）に関する業務を遂行いたしますので、よろ  
しくお取り計らいのほどお願いいたします。